

ID: 138

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	貸付けの承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ふれあい農園条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第117号		
【根拠条文】 (貸付け) 第3条 市長は、日置ふれあい農園(以下「農園」という。)の使用を希望する者に対し、貸し付ける。 2 貸付期間は、2年間とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日